

鳥取県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
鳥取医療生活協同組合 組合長 理事 山上英明	せいきょう訪問看護ステーションすずらん	鳥取市西品治806	平成21年8月1日	介護予防居宅療養管理指導